R7.7.1

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（営繕工事）」特記仕様書（受注者希望型）

１．目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。

本試行工事は、動画を撮影可能なカメラとインターネット等の通信環境、一般利用が可能なweb会議システム等を利用して、試行的に遠隔臨場に取り組むことにより、撮影機器等の操作や回線接続操作の理解・習熟を促すと共に、遠隔臨場の効果の確認や拡大普及に向けた問題点等を把握することを目的とする。

２．試行の要領

本試行工事の実施は、『神奈川県企業庁建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（営繕工事編）（案）【令和７年７月】（以下「試行要領」という）』に基づいて実施する。

３．試行実施の選択

本試行工事は、受注者希望型とする。

受注者は、本試行工事における遠隔臨場の実施の可否を検討し、施工計画書に別紙「試行工事対応届出書」を添付すると共に、下記提出先あて、電子メールに添付して提出すること。

また、実施する場合は、試行要領に基づく必要事項を施工計画書に記載すること。

４．試行内容

（１）　試行要領

試行要領は、以下のホームページから入手すること。

≪入手先≫

[**https**://www.pref.kanagawa.jp/docs/wp5/gijutsukanri/aspsys/ki-aspsys.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/wp5/gijutsukanri/aspsys/ki-aspsys.html)

（２）　機器の準備と接続試験

受注者は、所定の性能を有する動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を準備し、監督員と調整のうえ、接続試験を行う。なお、分離発注の場合は、工事関係者への情報共有等の効率化を図るため、工事関係者間で協議の上、同一Web会議システム等を選定するように努めてください。また、工事監理業務にて委託監督員が指定されている場合は、県監督員と協議の上、委託監督員についても利用登録をしてください。

（３）　遠隔臨場の実施

受注者及び発注者は、試行要領に基づき、遠隔臨場を実施する。

（４）　効果の検証

受注者は、本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとし、工事完了後、上記ホームページからアンケートを入手し、下記提出先に宛に電子メールに添付して提出すること。

≪提出先≫

神奈川県企業庁企業局水道部計画課技術管理グループ

メール：kensa-gijyutu@pref.kanagawa.lg.jp

(５) その他

その他、受注者の創意工夫により、試行要領で規定する「段階確認」、「材料確認」と「立会」以外にも活用できるものとする。

|  |
| --- |
| 建設現場の遠隔臨場（営繕工事編） |
| 別 紙 |
| 令和 年 月 日 |
| **試行工事対応届出書** |
| 工 事 名　　：  |
|  |
| 施 工 場 所　：  |
| 受 注 者 名　：  |
| 請 負 金 額　：  |
| 上記工事について、遠隔臨場の試行を |

実施します

どちらかに○を記載

してください。

辞退します

R7.7.1

※辞退する理由をなるべく具体的に記載してください

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（営繕工事）」特記仕様書（発注者指定型）

１．目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。

本試行工事は、動画を撮影可能なカメラとインターネット等の通信環境、一般利用が可能なweb会議システム等を利用して、試行的に遠隔臨場に取り組むことにより、撮影機器等の操作や回線接続操作の理解・習熟を促すと共に、遠隔臨場の効果の確認や拡大普及に向けた問題点等を把握することを目的とする。

２．試行の要領

本試行工事の実施は、『神奈川県企業庁建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

（案）【令和７年７月】（以下「試行要領」という）』に基づいて実施する。

３．試行実施の選択

本試行工事は、発注者指定型とする。

受注者は、真にやむ得ない場合を除き、原則として本試行工事におけて遠隔臨場を実施するものとし、施工計画書に別紙「試行工事対応届出書」を添付すると共に、下記提出先あて、電子メールに添付して提出すること。

また、実施する場合は、試行要領に基づく必要事項を施工計画書に記載すること。

４．試行内容

(１)　試行要領

試行要領は、以下のホームページから入手すること。

≪入手先≫

[**https**://www.pref.kanagawa.jp/docs/wp5/gijutsukanri/aspsys/ki-aspsys.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/wp5/gijutsukanri/aspsys/ki-aspsys.html)

(２) 機器の準備と接続試験

受注者は、所定の性能を有する動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を準備し、監督員と調整のうえ、接続試験を行う。なお、分離発注の場合は、工事関係者への情報共有等の効率化を図るため、工事関係者間で協議の上、同一Web会議システム等を選定するように努めてください。また、工事監理業務にて委託監督員が指定されている場合は、県監督員と協議の上、委託監督員についても利用登録をしてください。

(３) 遠隔臨場の実施

受注者及び発注者は、試行要領に基づき、遠隔臨場を実施する。

(４) 効果の検証

受注者は、本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとし、工事完了後、上記ホームページからアンケートを入手し、下記提出先に宛に電子メールに添付して提出すること。

≪提出先≫

神奈川県企業庁企業局水道部計画課技術管理グループ

メール：kensa-gijyutu@pref.kanagawa.lg.jp

(５) その他

その他、受注者の創意工夫により、試行要領で規定する「段階確認」、「材料確認」と「立会」以外にも活用できるものとする。

|  |
| --- |
| 建設現場の遠隔臨場（営繕工事編） |
| 別 紙 |
| 令和 年 月 日 |
| **試行工事対応届出書** |
| 工 事 名　 ：  |
|  |
| 施 工 場 所　：  |
| 受 注 者 名　：  |
| 請 負 金 額　：  |
| 上記工事について、遠隔臨場の試行を |

実施します

どちらかに○を記載

してください。

※辞退する理由をなるべく具体的に記載してください

辞退します